

岩手県契約審議会会議録

開催日時

平成31年3月18日（月）13時30分～

開催場所

盛岡地区合同庁舎 講堂B

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 議 題
 - (1) 県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組の見直し（案）について
 - (2) 論点の検討状況について
 - (3) 今後のスケジュールについて
- 4 その他
- 5 閉 会

会議に出席した委員

【委員】

秋山	信愛	公認会計士・税理士
稲葉	馨	東北大学名誉教授
熊谷	隆司	弁護士
佐藤	伸一	日本労働組合総連合会岩手県連合会事務局長
沢田	茂	一般財団法人岩手経済研究所事務局長兼地域経済調査部長
西村	豊	一般社団法人岩手県経営者協会専務理事
宮本	ともみ	岩手大学人文社会科学部地域政策課程教授

欠席した委員

【委員】

なし

事務局出席者

戸舘	弘幸	商工労働観光部長
八重樫	浩文	雇用対策・労働室長
鎌田	徳幸	雇用対策・労働室労働課長
岩渕	美保	雇用対策・労働室労働担当主任主査
大石	慎一	雇用対策・労働室労働担当主事

平成30年度
第3回岩手県契約審議会

日時 平成31年3月18日(月) 13時30分
場所 盛岡地区合同庁舎 講堂B

1 開 会

○岩渕雇用対策・労働室労働担当主任主査 それでは、ただいまから平成 30 年度第 3 回岩手県契約審議会を開催いたします。

雇用対策・労働室の岩渕でございます。暫時進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は委員 7 名全員の出席をいただいておりますので、県が締結する契約に関する条例第 13 条第 2 項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。

2 挨拶

○岩渕雇用対策・労働室労働担当主任主査 それでは、開会に当たり戸舘商工労働観光部長から御挨拶申し上げます。

○戸舘商工労働観光部長 委員の皆様方には年度末の何かとお忙しい中を御出席賜りまして、まことにありがとうございます。本年度第 3 回の契約審議会ということなのですけれども、委員の皆様には日ごろから当委員会のみならず県政全般に御協力、御支援を賜っております。大変ありがとうございます。

今、県では県議会定例会を開催中でありまして、この 4 月からスタートする予定となっております。いわて県民計画について、さまざま御意見等を頂戴しているところでありますけれども、当部関係では、産業人材をいかに確保し、定着を図るかということでありまして、その中ではやっぱり県内企業の労働条件をよりよいものにして、そこで働くことが選択される、そこで働いている人たちが生き生きと仕事ができ、暮らすことができる、そういう環境をつくっていきましょうというのが大きな議題になっております。

当契約審議会でも御議論いただいておりますのは県契約に関するさまざま労働条件のありようということでありまして、これも県全体の雇用条件等に影響を及ぼすものだとも認識しております。3 年間の施行状況を踏まえて、必要な見直しを行うこととなっておりますけれども、県民皆様方のさまざまな御意見も踏まえながら県としての判断をしていきたいと考えているところでございます。

これまで 2 回の審議会を通じまして、大きく 4 つの論点というところで整理させていただきました。今日はその 4 つの論点の検討状況について御報告をさせていただきますとともに、本審議会における検討結果の取りまとめに向けて御意見賜ればと思います。

委員の皆様方にはそれぞれのお立場から御忌憚のない御意見をいただくことをお願いをしております。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 議 題

(1) 県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組の見直し(案)について

○岩渕雇用対策・労働室労働担当主任主査 次に、議事に入らせていただきます。本審議は、条例第 12 条第 2 項の規定により会長が議長となって運営するこ

ととなっておりますので、これ以降の会議の運営につきましては熊谷会長にお願いいたします。

○熊谷隆司会長 それでは、会議の次第によりまして議事を進めさせていただきます。

まず、議題の（１）、県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組の見直し（案）について、事務局から説明をお願いします。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 雇用対策・労働室の鎌田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。恐縮ですが、着座にて説明させていただきたいと思っております。

議題（１）、県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組の見直し（案）について説明いたします。名称につきましては、長いので、以後、取組ということでも省略して説明させていただきます。

まず初めに、取組の概略を説明させていただきます。資料２をごらんください。条例第３条では、基本理念が定められておりまして、契約の透明性、業務に従事する者の適正な労働条件の確保、そして地域経済の振興に資する取組及び社会的な価値の向上に資する取組に配慮するということになっております。

こちらの概略につきましては、資料２の１ページ目から抜粋して説明させていただきます。

第６条におきましては、条例の理念の実現を図るために県の取組を取りまとめて適切に反映させるということが規定されておりまして、平成２８年４月１日に本取組が策定されております。

２ページをごらんいただきたいと思っております。２ページ以降、Ⅰの県契約において確保されるべき事項が記載されておりまして、２ページ目には大きい１、契約の性質又は目的に応じた契約の過程及び内容の透明性並びに競争の公正性というところが記載されております。ページの右上に凡例がございますけれども、ごらんいただきたいと思っております。こちらの黒い四角、これは既に実施している取組ということと書いてありまして、あと白抜きの丸が今後実施を検討する取組ということでも色分けをさせていただきます。

４ページ目をごらんください。こちら中ほどですね、２、総合的に優れた内容となっていることとこの内容が各契約毎にそれぞれ項目が記載されております。

そして、飛びまして８ページ目以降になりますけれども、Ⅱになります。県契約において配慮されるべき事業者の取組ということで、それぞれ１の持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取組、そして１０ページには２社会的な価値の向上に資する取組、それぞれ取り組み項目を整理しておりまして、トータルで１１０項目定められておりますが、ご覧の通りほとんど黒四角になって、取り組み済みという状況となっております。

資料１に戻ります。こちらは本年度の見直し内容ということで抜粋したものとなっております。本取組につきましては、毎年度審議会にお諮りしながら内容を見直してきておりまして、現在１１０項目のうち昨年度末までに１０８項目が実施済みということになっております。資料１には本年度の見直しの内容というものを整理しております。

１の掲載済みの取組の主な見直しについてになりますけれども、医療局におきまして、項目番号５５番の印刷物の一括下請及び一括委任の禁止について検討した結果「医療局を除く」という記載について修正するというので、医療

局も取り組み済みという形になります。内容といたしましては、医療局では一括下請あるいは一括委任といった入札をやった実績がないということで、こちらについては、実態に合わせた形で「医療局を除く」という記載を修正したということになっております。

次に、2の掲載済みの取組の見直し検討状況についてでありますけれども、項目番号47、49、51、次のページの86、95につきましては事務局で試行段階であるということとなっております。医療局及び企業局におきましては、知事部局が本格実施する際に実施できるよう継続して検討していくということで、こちら5つの項目につきましては引き続き検討ということになっております。

同じく2ページ目の項目番号61、107—2につきましては、国や他県の状況も勘案しつつ継続して検討を行っていくということで、こちらも引き続き検討という内容となっております。

資料1、2の説明は以上になります。

○熊谷隆司会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの御報告に対しまして、委員の皆様からの質問あるいは御意見等はいかがでしょうか。

宮本委員。

○宮本ともみ委員 2ページの11の項目で、継続して検討ということで、具体的にはどの点を継続して検討するのか少し教えていただければと思います。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 現状、白丸のとなっている項目について説明させていただきたいと思います。

まず、61番につきましては、こちら建設関連業務ということで、本体の建設業務、建設工事に附帯する設計とか、こういったところについての取り扱いになっておりまして、建設業務につきましては当該保険に加入していることを資格要件ということで、実施済みという形になっておりますけれども、設計等の関連業務につきましては、全国的にも国のほうでもそこまで義務づけはしていないということで、国や他県の実施状況を確認して、引き続き動きを見ながら対応していきたいという内容になっております。

あと107—2につきましては、入札のときに評点いたしますけれども、そのときに加点項目として、若者女性協働推進室で実施しているいわて女性活躍企業等認証制度等を加点するというを現在検討しておりまして、入札所管課と調整しているところでございますが、担当部局と引き続き調整して実現に努力していきたいと考えております。

○宮本ともみ委員 すみませんでした。先走った質問になってしまいました。加点要素というのは、今までのワーク・ライフ・バランスの考慮をしようということよりも、今度はむしろ入り口でそういう要素を配慮するという点では、少し高いレベルに行くという方向性があるということだと理解しました。加点要素はまだ検討中ということですが、国や他県でも、今現在はその加点要素には含まれていないということですか。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 はい。あと他県の状況ですと、こういった加点について、認証制度がある場合に、そちらを加点しているという事例もお聞きしておりましたので、そういうところも周知して理解をいただきながら実現に向けて取り組みたいと考えております。

○宮本ともみ委員 個人的にはぜひ前向きに考えていただければと思います。

以上でございます。

- 熊谷隆司会長 61 の社会保険の加入なのですけれども、これほかの県の状況も勘案しつつという、国はそこまで言っていないのだという話でしたが、ほかの県というたとえば奈良県とか愛知県ですとか、県契約条例を制定している他県の状況はどうなっているのでしょうか。
- 鎌田雇用対策・労働室労働課長 都道府県調査をした際に、加点についてもヒアリングはしておりませんが、建設関連業務の加点の状況については過去に調べた経緯もあるかもしれませんので、確認して次回御報告させていただきたいと思えます。
- 熊谷隆司会長 そのほかいかがでしょうか。
稲葉委員、どうぞ。
- 稲葉馨委員 中身ではないのですけれども、文章の表現だったのですけれども、「はじめに」のところの最後の前の段落ですね、この「県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組」というその次の行の「第6条の規定により、こうした条例の基本理念の実現を図るための県の取組を取りまとめ、その結果を」云々と、最後に同条各号に掲げる県の取組について取りまとめたものと。「取組の取りまとめ」というのが2回出てくるのですけれども、単純なことを言っているのでしょうかけれども、1つ目の「取組の取りまとめ」と2つ目の「取組の取りまとめ」ですか、繋がりがはっきりしないなど読んで思ったのですけれども、どうですかね。
- 熊谷隆司会長 取りまとめは何回出てくる形ですか。
- 稲葉馨委員 取組の取りまとめというのは2回出てくるのですけど。恐らく、最初のほうは理念の実現を図るための大枠で出てくる取組なんだろうと、公正とかそのレベルでの取組なんですかね。それを受けて、その理念を実現するために、ということになるのでしょうか。大枠で、理念を実現するための取組を取りまとめで、その結果を実際の運用に生かすために、さらにその取組を取りまとめた。各番号の各項目は、小さい取組なのですかね。というように理解をしたのですけれども、どうでしょう。
- 鎌田雇用対策・労働室労働課長 まず、こちらの取組の主旨につきましては、まず条例第6条の規定でそれぞれ各部局から今後の取組内容を取りまとめるというところがございます。後段の「また」以下になりますけれども、県契約に関する取組と、その取りまとめ内容ということで重複しているような表現にもなっているところがありますので、こちらの表現については改定する際に整理したいと思えます。
- 熊谷隆司会長 そのほかないでしょうか。
沢田委員。
- 沢田茂委員 資料2の10ページの一番上のところに伝統的な技能の承継とありますが、ここでイメージしているのは、南部鉄器とか岩谷堂筆筒などの伝統的な技能なのか、それとも製造業における切削加工とかメッキの技術などのいわゆる基盤的技術ということなのでしょうか。前の③の県産品の利用促進のところでは県産品を使うということが端的に書かれているのですけれども、④のほうはストレートに書いてないと思えますので確認したいと思えます。
- 鎌田雇用対策・労働室労働課長 こちらの項目につきましては、委員おっしゃるとおり専門的な技術と、あと伝統的な技能という2つの項目が入っておりまして、項目立てして各部局に照会をかけ、どの項目を追加しますかということ

で、取りまとめしております、現在中身的には専門的技術の部分がほぼでして、伝統的な技能の継承については、項目が出てきていないという状況となっております。

○熊谷隆司会長 よろしいでしょうか。

○沢田茂委員 ありがとうございます。

○熊谷隆司会長 そのほかいかがでしょうか、御意見等もあれば。

改定が平成31年〇月〇日になっていきますけれども、今月中に改定取りまとめるといような形になりますか。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 はい、今日いただいた意見を踏まえまして、決裁とりまして、年度内に改定したいと考えております。

○熊谷隆司会長 何点か質問が出ましたし、また意見も出ましたけれども、以上でよろしいでしょうか、この第1の議題についてはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

(2) 論点の検討状況について

○熊谷隆司会長 次に、議題の(2)、論点の検討状況について、これを事務局のほうから説明をお願いします。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 それでは、議題の(2)、論点の検討状況につきまして説明させていただきます。資料は、資料3以降の資料を全部説明となります。説明のほうは、論点それぞれ関係する部分がございますので、一括して説明させていただきたいと考えています。

先ほど部長の挨拶の中にもございましたけれども、審議会としての報告書の取りまとめということ、後ほどスケジュールのところでも御説明させていただく予定でございますけれども、基本的にはそれぞれの論点について資料に記載したような項目、内容を整理して、こちらの報告書に落とし込めればと考えておりますので、よろしくお願いたします。

そういった点を踏まえまして、報告書の取りまとめについてもご意見をいただければと考えております。

では、初めに資料の構成について説明させていただきます。資料3の1ページ目をごらんいただきたいと思います。資料3につきましては、前回の審議会で御議論いただいた4つの論点でございますけれども、それぞれ1枚ペーパーに落とし込んでおります。

1ページ目については、左上に記載しておりますとおり、論点1ということで、条例で規定する特定県契約の範囲は適切かということに記載しております。

そして、資料の上段になりますけれども、前回審議会で各条例の各情報毎に論点を整理いたしましたけれども、その内容を再掲してございまして、若干追記をして資料として整理させていただいております。

上段につきましては、左側から条例の内容、そしてあと条例の考え方・県の取組等、そして社会情勢・他県の状況等、審議会における意見というものを項目立てして整理しております。

下段が今回御審議いただく中心の内容になろうかと思っておりますけれども、左の欄に論点の内容と、あとポツがございますけれども、こちらの論点は細項目という意図で、論点1につきましては2つの項目がございます。そして、ポツの下にあります、矢印と丸印になりますけれども、こちらについて

は真ん中にあります検討事項の丸にちょうど合うような形になっておりまして、論点については、論点の細項目、ポツの1個目については①と②の検討事項となっています。それから、論点細項目の2つ目については、③と④と2つの検討事項というつくりになっております。

次に、資料下段の真ん中の検討事項につきましては、丸つき数字毎に事務局で調査、検討した結果の概要を記載しております。

そして、右側の欄の検討状況では、ゴシックで事務局での検討状況を記載いたしまして、丸には考え方あるいは根拠的なものを記載しております。検討事項の内容と丸の内容と重複している部分ございますけれども、ご了承をいただきたいと思っております。

そして、資料3—1のほうを参考までにお開きいただきたいと思っております。右上に資料3—1、論点1関連と記載しております。それぞれ4つの論点毎にホチキスどめした資料を作成しております。こちらは、主に検討事項に係る資料あるいはデータをまとめておりますので、それぞれ御審議の際に参考にしていただければと思います。御説明のほうは省略させていただきます。以上が、この資料の構成となります。

それでは、論点1にまいりますけれども、内容について説明させていただきます。まず、論点1は条例で規定する特定県契約の範囲は適切かというところになります。上段左側に特定県契約の範囲につきましては、第2条の県のところになりますけれども、そちらで契約の種類、規則により金額が設定されております。

上段の右側、審議会における意見については、第2回の審議会におきまして、過去の審議会で審議し、決定した経緯もあることから見直す必要はないという御指摘で、工事請負契約の金額については、工事件数の見込みが今後どのように推移するかを把握した上で、検討が必要ではないかという意見をいただいております。

資料下段左側の論点・検討を深める項目についてでありますけれども、論点1につきましては、2つの細項目、今後の特定県契約の対象となる工事件数が減少していくとの見込みであるが、これをどのように捉えるかというところと、細項目2つ目、特定県契約の範囲については、他県の事例等を参考として審議していただいたというところ、それぞれ①から④の検討項目を設定しております。それぞれ記載しております。

①の発災前後の議会議決件数につきましては、大震災津波の発災前は5億円以上の工事契約件数が1桁前半という状況になっていました。それに対しまして二重線以降が、平成23年度以降はかなり高い水準で推移しているということが把握されます。

②の工事請負契約の今後の見込みについてでありますけれども、復旧・復興工事の順次完了に伴いまして、5億円以上の工事件数というのはやはり減少するということが想定されておりますけれども、中期的にどの程度まで減少するのかというのは、現時点では把握し切れないという状況でございます。

③の業務委託契約と指定管理協定の件数の見込みについては、今後施設の廃止などがなければ同水準で推移するという見込みを以て見込んでおりまして、また契約件数はほぼ変わらないだろうということが想定されます。

④の県契約審議会における検討経緯ということで、こちらはおさらい的な関係になりますけれども、工事請負契約につきましては、下請工事が発生する規

模であること、そして2つ目として本庁発注の工事であると。そして、3つ目として、報告の選定に支障を来さないだけの契約件数の確保、こちらは報告の件数はおおむね10件程度ということで審議会のほうで御議論いただいたと。

同じく業務委託契約・指定管理協定につきましても選定に支障を来さないだけの契約件数を確保する水準というところで検討した経緯がございます。

これらの検討事項を踏まえまして、資料下段の右側に検討状況といたしまして、特定県契約の範囲については、当面現状を維持することではどうかということに記載させていただいております。

あと考え方についてですが、丸にありますとおり、工事請負契約につきましては平成31年度は想定 of 契約件数よりは下回り、大体十数件程度という見込みになっておりますけれども、これは想定の水準より低くなっておりまして、32年度以降はさらに減少が見込まれるという状況でございます。繰り返しますが、中期的には契約件数の見込みというのはなかなか難しいという状況になっております。

そして、丸の2つ目になりますけれども、特定県契約の要件につきましては、平成27年から28年度の審議会において契約件数を一定数以上確保することを念頭に置いて審議決定されたものということで、当面はこれを継続してはどうかと。今後、議会議決件数の推移あるいは工事規模毎の件数の推移を把握しながら、一定期間後に検討してはどうかということでございます。

業務委託契約等につきましては、報告制度の運用上特に支障がない状況となっております。

論点1の検討状況という内容になります。

次に論点2、ページめくっていただきまして、論点2をごらんいただきたいと思っております。論点2の受注者等の責務として法令遵守を求める範囲は適切かについてですけれども、上段左の第7条に受注者及び下請負者等は、県契約を履行するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならないといたしまして、最低賃金法による最低賃金以上の支払いほか5つの事項を記載しております。ここで記載された事項につきましては、第8条で規定する報告制度で、報告を求めるというつくりとなっております。

上段の左から2つ目の考え方につきましては、ポツの2のところになりますけれども、特に従事者の労働条件の確保を図る上で基本となる重要な事項であり、かつ法令遵守の判断基準や遵守状況が明確であることなど、こういった理由で考え方を整理して、これまでの考え方を整理しております。

審議会等からの意見といたしましては、第1回の審議会におきまして働き方改革推進関連法等におきまして、労働時間、勤務条件も変わってきているので、考慮願いたいという御意見がございます。第2回におきましては、働き方改革関連法による労働時間等の法制の見直しについて、どのように捉えるかというような御意見。そして、労働安全衛生法改正による産業医の機能強化等について、加えてもいいのではないかと御意見をいただいております。

資料下段の左側の論点として検討を深める項目というところですが、論点の細目といたしまして、特に条例に規定する意義というものをどう捉えるか、どう考えるかという内容。そして、働き方改革関連法による労働法制の改正についてどのように捉えるかというこの2点が細項目として挙げておりまして、それぞれ①から③—3番までそれぞれ対応する内容を検討事項のほうに整理しております。

あと①の県契約条例において遵守を求める法律の範囲の考え方については、記載のとおりということで、考え方のところで説明いたしましたので、省略させていただきます。

②の報告制度の運用状況についてでありますけれども、報告いただいた中で、これまで最低賃金、あとは社会保険加入について違反の報告はございません。

③の働き方価格関連法の概要につきましては、働き方改革関連法は平成31年4月1日から順次施行されるということになっておりまして、関連法には時間外労働の上限規制や一定日数以上の年次休暇取得義務など多岐にわたる制度改正というのが含まれているということになっております。特に審議会の意見の中に、関連するというところで③—1から3まで、③—1に記載しておりますけれども、労働基準法につきましては時間外労働時間上限規制が規定されていまして、中小企業については大企業よりも1年遅れた平成32年4月1日施行とされております。

労働安全衛生法につきましては、労働者の労働時間の把握などが義務づけられております。労働安全衛生法の施行は、平成31年4月1日となっております。

あと③—3の猶予措置等につきましては、建設業など一部業種では時間外労働の上限規制の適用が5年間猶予されているという猶予規定が設けられているということになっております。

こういった検討事項を踏まえまして、検討状況といたしまして、県契約で遵守を求める法律の範囲については、当面現状を維持することではどうかとしております。また、丸の1つ目になりますけれども、契約に関する関係法令は当然遵守されるべきものでありまして、条例におきましても第3条及び第5条で県契約に従事する者の適正な労働条件を把握するよう規定しております。これらの規定によりまして、受注者に対しましては労働関係法令の遵守を包括的に求めているという内容になっております。

丸の2つ目になります。働き方改革関連法につきましては、多岐にわたる改正が盛り込まれておりまして、現在国と県では連携して県内企業への改正内容等の周知・啓発に現在努めているという状況でございます。

丸3つ目になります。報告対象となる特定県契約のうち、主に工事請負契約に該当する建設業においては、労働基準法改正による時間外労働の上限規制が5年間猶予されている状況となっております。

論点3、資料上段の審議会等からの意見のところでございます。報告事項について、第2回審議会で御意見いただいたところでして、1つは報告項目をふやすよりも対象件数を確保するのが重要だという御意見。そして、報告制度で負担が多いという声が聞こえてきていないけれども、現状より負担はふやすべきではないという御意見をいただいております。

資料下段になります。論点3につきましては、論点の細項目が4つございます。真ん中の検討事項の①をごらんいただきたいと思います。こちらの検討過程につきましては、制度設計の際に議論した事項などを整理しております。例えばポツの2つ目の証拠書類の添付は省略するでありますとか、元請、下請の関係で、下請の賃金体系がはっきりしない様式となっていると、このようなことを考慮したというところを記載しております。

②と③につきましては、条例制定時の事業者ヒアリングと、あと今年度実施

したヒアリング、平成 29 年度の対象となった特定受注者を対象にしたものですけれども、ヒアリング結果を記載しておりますが、負担については大きいという状況ではないというような内容でありました。

④の対象件数の考え方及び選定件数につきましては、ガイドラインを定めまして、具体的な手順を定めているところです。

検討状況につきましては、特定受注者からの報告事項等については、当面現状を維持することではどうかとしております。

例といたしましては、まず1つ目、最低賃金以下の支払い事例、県内では発生しておりますけれども、特定受注者からの報告では最低賃金に係る違反の報告はございませんでした。

同様に社会保険等につきましても、加入に係る違反報告はないということで、現行の報告というのをやっております、条例の実効性というものが担保されているのではないかと判断している状況と考えております。

あと負担感につきましては、丸の3つ目です。特に負担軽減を求める申し入れなどは現行の報告については許容範囲内ではあったと判断しております。ただ、報告事項が増加いたしますと特定受注者の負担というのが当然大きくなるということをお聞きしております。

論点4の受注者等の責務として報酬下限額を設けるかについてであります。これまでの考え方につきましては、左上の考え方に記載してありますとおり、賃金条項の規定については、さまざまな考え方や意見があり、集約困難と判断し、盛り込んでいないという状況でございます。

他県におきましても報酬下限制度を設けているところはなく、奈良県、あと愛知県の考え方については記載のとおりとなっております。

上段右側の審議会等からの意見につきましては、第2回の審議会において、労働組合の立場として、報酬下限額については前向きに検討をお願いしたいというのが基本的スタンスということで、御理解いただきたいというご意見と、賃金は、労使双方の交渉によって決めるというのが原則であり、報酬下限額を設定する際に、額の合理的な根拠を説明できないのではないかと、賃金条項を規定することは難しいのではないかと考えるという御意見、それぞれの方々から御意見をいただいております。

論点4に関しましては3つの細項目、8つの検討事項を設定しております。細項目は、ポツにありますけれども、賃金は労使双方のさまざまな要因において決定されることとの関係をどう考えるか。ポツの2つ目、地域の産業構造や賃金構造の実態をどのように捉えるか。ポツの3つ目で、報酬下限額を設定する場合の根拠はあるのか、こういった3つの細項目がございまして、それぞれ検討事項①から⑧まで記載しております。

まず、①の労働条件に関する原則につきましては、例えば労働基準法の考え方等を記載しております。

②の報酬下限額に対する意見につきましては、当審議会あるいは労使から成る労働問題懇談会における出された意見を取りまとめております。

③の社会情勢の変化につきましては、国の働き方改革実行計画等における最低賃金の引き上げについて記載しております。

④については、本県の最低賃金の引き上げ状況ということで、近年の最低賃金の上昇幅は、例えば平成27年当時でありますと17円のところで、平成30年は24円ということで、引き上げ幅が大きくなっているというところでござい

ます。

⑤の地域の産業構造や賃金水準の実態把握についてでありますけれども、個人の所得水準を直接あらわす指標ではございませんけれども、岩手県市町村民経済計算によりますと、1人当たりの市町村民所得の差は最大で13ポイントあるという状況です。あと県内の産業構造については、圏域ごとに一次、二次、三次産業で把握することは可能ということですが、さらに細かな産業構造までは把握が困難という状況でございます。

あと⑥の報酬下限額の設定における根拠については、こちらは主に自治体、市と区になりますけれども、こちらで報酬下限額を設定していくところの状況を整理しております。⑥のポツの説明ですけれども、工事請負契約に関しましては、公共工事設計労務単価を勘案して報酬下限額を設定している自治体が最も多いということで、こちらの割合は8割から9割程度としている自治体が多い状況です。業務委託や指定管理協定に関しましては、地域別最低賃金あるいは職員の給与など、そういったものを勘案して、それぞれの自治体の状況に応じてさまざまな方法で賃金下限額が算定されている状況でございます。

⑦の特定受注者からの報告結果については、特定受注者から報告のあった時給のうち元請の最低賃金額は記載のとおりとなっております。

⑧の公共工事設計労務単価の概要についてでありますけれども、公共工事設計労務単価は、毎年度国が行う公共事業労務費調査に基づいて都道府県毎、職種毎に決定されております。こちらの設計労務単価につきましては、工事請負契約の予定価格の積算に用いられる単価になりまして、実際の賃金の支払いを縛るものではないとされております。

検討状況につきましては、第1回、第2回県契約審議会において、報酬下限額について積極的な意見と消極的な御意見両方いただいておりますということで、委員からは今回の審議におきまして、今後の方向性も含めて御意見いただければと考えております。

長くなりましたけれども、論点についての説明とさせていただきます。

○熊谷隆司会長 ありがとうございます。事務局からの説明が一括でありましたけれども、順次論点1から論点4というような形で審議を進めていく形にしていきたいと思っております。

まず、論点1の特定県契約の範囲に関して、事務局からの説明に対する質問あるいはこれに関する御意見はいかがでしょうか。当審議会に出た意見では、今後は復興事業関連の工事が少なくなるから減っていくだろうなど、そうすると報告に資するような契約案件が少なくなるのではないかと御意見なども出てはいるのですけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

○西村豊委員 確認ですけれども、この検討状況のところの丸の1つ目、工事請負契約については、平成31年度は想定契約件数をやや下回る水準を見込んであるがと書いてあるのですが、「想定契約件数をやや下回る水準」の「想定契約件数」というのは何なのですか。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 上段の考え方、工事請負契約のところになりますけれども、まず、前提といたしまして、報告対象とする特定県契約は10件程度の報告を求めるとことで制度設計しております、加えてガイドラインでの絞り込みにより大体半分程度になる設計に現在なっておりますので、「想定する件数」といたしましてはおおむね20件程度の契約があれば、10件

の報告が確保できると考えているところで、検討状況の丸のほうに戻りますけれども、平成 31 年度は若干想定数を下回り、十数件と見込んでいますので、このような表現にしております。

○西村豊委員 であればこんな面倒くさい書き方でなくて別にいいのではないかなど、想定契約件数ということが何も説明されてないままいきなり出てきて、それをやや下回る水準は何なのかという意味で、何を言っているのか全くわからなかった。報告対象となる契約件数は 10 件程度になるように制度設計しているのだということから来ている話でしょう。何かちょっとわかりづらかったなというのがぱっと見たときの印象でした。

あと、私の意見としては、現状維持で私はあとはいいいのではないのかなど。余り次のやつにも影響しますけれども、報告事項とか、回数とか、そういうものは余りふやさないようにしていただければ。ただ、本当にここに書いてあるように将来的に 5 億円というやつが確かにおっしゃるとおりかなとは思いつつ、近時自然災害が非常に多くなってきているので、他県でも西日本とか、北海道さんとか、九州とかいろいろあるので、そういうのが発生してしまいますよという意味ではないのだけれども、ただやっぱりこれを例えば 3 億円以上に下げ、なぜ 3 億円なのかというところがよくわからないのだけれども、当面はこの現状維持で、本当に工事請負の関係が平穩無事に経過して 5 億円のやつが三、四年も一件もないとかという状況がずっと続けば、またその部分を改めて考えてみればいいのではないのでしょうか。私は当面現状維持でいいと思います。

○熊谷隆司会長 ありがとうございます。

平成 31 年度の契約件数とか、平成 32 年度以降の契約件数というのはおおむねわかるのですか。今の時点で予測として。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 予測として、毎年度末に今年度の工事発注件数というのを契約担当課のほうでまとめておりますが、平成 31 年度の見通しについては公表前となっております。

○熊谷隆司会長 公表前ですね。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 例年、年度が変わってから、設計・積算を詰めてから追加されるものもありますが、平成 31 年度の発注件数は 10 数件を見込んでいる状況です。それ以降になりますと、年度毎に件数を取りまとめているものですから、32 年度以降については、ちょっと現時点はわからない状況でございます。

○戸館商工労働観光部長 さらに減少が見込まれるというのは、復興工事がもう終息に向かっているということで、それを踏まえるとおそらくそうなるだろうということで、具体的に件数を積み上げて減っていく見込みということではないということです。

○熊谷隆司会長 この論点に関する御意見は、皆さんの御意見はいかがでしょうか。

西村委員さんのほうから現状維持で、工事件数等に変更があったときに適宜対応していけばいいのだというような御意見いただきましたが、よろしいでしょうか。

この論点 1 に関しましては、特定県契約の範囲としては、当面今までどおりのような形で維持していくという方向でいいのではないかとということで、委員の皆さんの意見としてはそうだとことです。

(「はい」の声あり)

○熊谷隆司会長 その次は論点 2 ですね、法令遵守を求める範囲は適切かといいま

すか、どのような形にしたらいいのだろうかという点につきましては、まず事務局の報告に対する御質問等がありましたらどうでしょうか、いかがでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤伸一委員 前回西村委員から大変有り難い御指摘をいただいて、働き方改革あるいは労働安全衛生ということで御指摘をいただいて、全くそのとおりだと思います。現状として、4月からスタートしますけれども、猶予期間があったり、これから本当に中小企業の皆さんに働き方改革を進めていただく重要な時期ではあるのですけれども、その定着のほうを優先していただくということもあって、今の段階でこれを前回御指摘いただいたような中身を入れていただくというのはなかなか難しいかなと思います。当面現状維持ということは、引き続き検討いただけるということだと思いますので、これについてもある程度定着が進んで、あるいはなかなか定着しない、法律は施行されたのに定着していないのだということになれば、またそこは改めて御議論いただかなければならないと思うのですけれども、今回については現状維持でもやむを得ないかなという意見です。

○熊谷隆司会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

西村委員。

○西村豊委員 佐藤委員さんがおっしゃるとおりだと思っていましたので、この検討状況に○が3つあるんですが、こういふことで現状維持してはどうかという意味で丸3つ書かれていると思うのです。いわゆる理由ですよね、こういう判断をしたと。

今の佐藤委員さんと思いは一緒なので、丸の2つ目と3つ目が、これ理由になっていないような気がするのですよ。丸の2つ目は、こうこうこういふような改正がいっぱいあって、国と県は連携して、周知に努めていますと。だから、どうなのよという話なので、丸の3つ目も上限規制が5年間工事請負関係は猶予される。それはそのとおりで、そのように法律に書いてあるのだから、ただ単に事実だけを書いているので、そうではなくて、これだからそういう定着を、佐藤委員がおっしゃられたようにもう少しちゃんと定着の状況も、動向も見ながら今後さらに検討をしていくというような趣旨にしたほうがいいような気がします。これはただ単に事実だけ書いてあるので、このようにしたいから、今はこうするのだという話のほうがわかりやすいような気がしました。感想です。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 西村委員からいただいたことにつきましては、報告書を取りまとめる際に、修正を行いたいと思います。

○熊谷隆司会長 そのほかいかがでしょうか。一定期間猶予措置もとられているようだという前提をしながら、とりあえず遵守を求める範囲については現状を維持していくというような御意見が大勢だったと思いますが、これではよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○熊谷隆司会長 では、論点2につきましても、そのような形で、現状維持とする方向でまとめさせていただきます。

それでは、論点3につきまして、これは報告事項が適切かどうかということの論点になりますので、これについてはいかがでしょうか。

実態としては、工事請負契約については、契約後3カ月程度、業務委託契約等については契約後6カ月程度を目安に照会しているということになります。が、工事が複数年にわたっている場合には毎年同じ時期に照会をする形になるのですか。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 現状ですと、契約後3カ月程度経過時点で、一回照会をしております。

○熊谷隆司会長 照会をして報告をしてもらおうと。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 はい。工事請負契約で工期が複数年に及ぶ場合でも、それ以降の報告は、事業者の負担を考慮して、行っておりません。

○熊谷隆司会長 それ以降は行わないのですか。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 はい、1契約で1回照会で実施しております。

○熊谷隆司会長 わかりました。

そのほかかがでしょうか。

報告事項等につきましても検討状況の事務局の検討結果としては、当面現状維持するのではどうかというような書き方になりますが、どうでしょうか。

○秋山委員 いいと思います。

○熊谷隆司会長 いいですか。

○西村委員 私はいいと思います。事業者の負担を増やす方向にならないかいいと思います。

○熊谷隆司会長 そのほかいかがでしょうか。事業者の負担をふやさないという点を考慮して、当面現状維持するということの御意見出ましたけれども、こういう方向でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○熊谷隆司会長 では、そういう方向でよろしいかと思えます。

論点4について、報酬下限額を設けるかどうか、いわゆる最賃条項を設けるかどうかということについてですが、この論点に関する報告に対する質問あるいは御意見はいかがでしょう。

佐藤委員さん。

○佐藤伸一委員 私どもの主張を改めて繰り返しません。皆さん御理解いただいているとおりでございます。第2回の審議会が終わってから、12月9日でございますけれども、全建総連、岩手県建設労働組合連合会さんの大会に御案内をいただきまして出席をいたしました。

4ページの上の労働問題懇談会の意見ということで、1個目にある報酬下限額を盛り込んでというのは、多分、全建総連さんの御意見ではないかなと思うのですけれども、会長さんが大会の挨拶でもおっしゃっておられましたのは、やはり労務単価の積算額と実際の支給額について。全建総連に入っている方々は技術をお持ちの方々なので、一人親方の方とか、そういった方々ですけれども、実際もらっている額をアンケートとってみると、日額で1万円ぐらいの差があると。

だから、その積算単価とは一体何なのだということも皆さんお感じになっているわけで、そういうことからこの賃金条項はぜひともつくっていただきたいというのが全建総連さんの会長さんの御挨拶でございました。私はその後御挨拶させていただきましたので、私は県契約審議会の委員をさせていただきますので、委員の皆さんにぜひこの点はお訴えをさせていただきますというようにお約束をいたしましたので、今日ここでお訴えをさせていただきます。

でありますけれども、なかなか難しいということも理解はしつつも、現場の皆さんの声として、実際働いている人たちが労務単価で計算している額の1万円も低い額になっているということに皆さん納得しておられない。

また余計なことを申し上げれば、その際御出席なさっていた与党の国会議員の方もそういうことはけしからんから、国交省に厳しく言うとかというお話もなさっておりましたが、その後なされたかどうか存じませんが、そういう現状もございますので、ぜひこの点については何とか委員の皆さんの引き続きの御理解を賜りたいなと思っております。

それから、この論点4に限ったところではないのですが、この際発言をさせていただきます。私ども連合としては、今春闘期なものですから、さまざまなことについて、今労働組合のあるところは労働組合が一生懸命経営者の皆さんと話し合いをしていますけれども、連合岩手としては経営者団体や商工会の皆さんにお願いをさせていただいております。2月末から3月、この間先週までにかけて県の経営者協会さん、県の商工会議所連合会さん、商工会連合会さん、中小企業団体中央会さん、それから中小企業家同友会さんそれぞれに歩かせていただいておりますけれども、私どもお願いしている要請事項の中の一つに、公契約条例の制定を推進していただきたいということをお願いしています。賃金条項を入れろということではなくて、公契約条例を市町村にも広がるように、それを推進していただきたいということを申し上げますけれども、どの団体からもそんなもの必要ないというお話は一切なくて、やっぱりこういうのは必要ですよという御意見も幾つかの団体さんからいただいておりますし、あとはある経営者の方は、私どもとの懇談の際に、連合さんにやってもらって……私たちだけではなくて、皆さんでやっていただいたのですけれども、公契約条例があつて大変よかつた、うちの会社にとっては大変ありがたいことだと、去年もおっしゃっていただいたのですが、2年続けてその経営者の方おっしゃっていただいたので、よっぽど公契約条例があつて、実感されているのだと思うのですけれども、そういうことで私どもとしては引き続き公契約条例を市町村でも実施していただくようにということでやっていきたいと思っておりますので、その点御報告も含めて申し上げます。よろしく願いいたします。

○熊谷隆司会長 ありがとうございます。

賃金条項については、報酬下限額を設けるかどうかということだと思うのですけれども、いかがでしょうか。今日決まらなくても、今後どういう方向性に持っていくのかということ、結構微妙で難しい問題も含まれているような気がしますけれども、いかがでしょうか。

稲葉委員さん。

○稲葉馨委員 論点のところの最後のところ、報酬下限額を設定する場合の根拠があるのかという御質問に対して、組合としてはどのように説明されるのか、どうお答えになるのかについてお聞きしたいのですけれども、どうでしょうか。

○佐藤伸一委員 実際に設計労務単価の8割、9割というのは、賃金条項を制定している自治体の中でもかなり差はあると思いますけれども、現状、都道府県で制定している例はないので、この根拠を見つけるのはなかなか難しいことだと思う。今これを、地域の平均賃金の何%にしなければとか、あるいは積算単価の何%にしてくださいというものは私は持ち合わせていませんが、市町村での検討資料では、「最低賃金法とは別に賃金条項を設定するのは法律違反ではな

いか」というような御意見もあったように聞いております。

それについては、政府が国会答弁か何かで、「それは問題ない」と回答がなされているとお聞きしておりますので、賃金条項をつくってもいいという根拠はあると思っている。

○熊谷隆司会長 稲葉先生よろしいでしょうか。

○稲葉馨委員 今お話があった、実際にいくりにするかというのは、最後に問題になるところだが、具体的なイメージがないといけませんので、検討課題でしょうね。

○熊谷隆司会長 宮本先生いかがでしょうか。

○宮本ともみ委員 私もやはり同じように根拠が気になります。市区では制定しているところがあるということで、設けることに合理的な理由があればいいと思っているのですが、先ほど日額1万円ほど多い差額が出てくるという話がありました。与党の方が聞いていてけしからんみたいなことをおっしゃったとか。そこら辺もうちょっとお聞かせいただければ。

○佐藤伸一委員 定期大会の開会の御挨拶でお話しなされたことなので、その会長さんが。それで、積算単価が例えば2万5,000円。実際に現場で働いている技術を持った方々、組合員の方にアンケートをとると1万5,000円が平均であると。よって、日額で1万円違うと。

○宮本ともみ委員 積算単価が2万5,000円なのだけれども……

○佐藤伸一委員 アンケートの回答が、どの業種かわからないのですが、職種によっても労務単価は違うのですが。でも、技術を持った方々、例えば、大工さんとか、塗装とか、建設現場で技術を持った方々が主に入っている労働組合です。

○宮本ともみ委員 そのあたりの理由づけがもう少ししっかりとしてきて、数値とか、そういう実態、実績とかというのがあって、それは本当にひどいよねと思えるような証拠みたいなものがないと、何か難しいのかなという気はするのですけれども。

○熊谷隆司会長 はい。

○西村豊委員 国交省さんで労務単価を確かに示していて、他にも物価単価というのがあって、県土整備部ではそれらを参考にして設計、積算して、積み上げて予定価格を幾らと決めるのです。ただ、それはあくまでも積算する上での一つの物差し、基準にしかすぎないので、それで例えば1億なら1億と全部オール込み込み人件費から何から材料費からやって、それで1億とかやって、それを後で入札かけていって、それが9,000万円だったり、9,500万円だったりするのですけれども、実際のその現場で今言った2万5,000円の賃金ですよというのか、1日当たりの報酬単価2万5,000円ですよというのが積算する上での基準で、実際それを落札された業者の方がそれを2万円なり1万5,000円なり実際払うという話になれば、それは最低賃金の法律なり、クリアする範囲内で、要は一人一人の各会社の従業員の方の経験年数であったりとか、どういうチームリーダーであるとか、全く素人さんであるとか、そこら辺の日本の賃金体系、そういうものに影響されてくるので、そのところはおのおのの会社の判断ということになってしまう。

その中で、自分のところが使っている、雇い入れている方々がレベルとか、そういうあれから見ていって、2万5,000円の基準で設計しているというのは、これみんな知っているの、オープンになっている話なのでみんな知っているわけです。そこを自分のところで、頭の中で、おのおのの会社で考えて、平

均単価2万5,000円のやつをうちは1万8,000円でやれるというのであれば、それで入札かける、札入れるというだけの話であるので、そこはおのおのの会社によってばらばらだと思います。

だから、そういうところを国のほうで逆に最低限これ以上だとやられてしまうと、会社の経営が場合によっては成り立たなくなるところもあるし、そういうことになると発注者である県側も逆に困ると思うのです。

だから、受けるほうも、出すほうも、こういうのがちがちと賃金は最低限これをとかって職種とか、経験年数とか、いろんなやつに当てはめて事細かにやっていって何人量、何人量、何人量とやっていかないと、今度設計するときも大変だし、実際それに合わない工賃はだめなのかと、業者さんは大変なことになると思います。そもそも、最低賃金法というのがもともとあるわけですから。

あとは何回もいろんな場で私も言っているのですが、あとはおのおのの会社の総額の中で、人件費を管理する中において、今まさに春闘をやっている最中ですけども、そういうことで決めればいいのであって、設計の話とこういう条例の中に最低の賃金を設けるということと一緒にリンクして考えるのはそもそも私はおかしいと思っています。

だから、変な話もっと突き詰めて言うと、これ体制の選択に影響するのではないかと思っています。要は、社会主義なのか、資本主義、自由主義のあれなのかという話に最終的にはリンクしてしまうと思っています、この話は、決めてしまうと。

だから、そういう議論までちゃんとしっかりやるつもりがあるのかななんて思ったりもしているのですけれども。いずれ将来的な課題として検討することはやぶさかではないのでありますが、私の立場としては屋上屋をかすような事柄については積極的にはなれないなというのが現時点での考えです。

すみません、長くなりました。

○熊谷隆司会長 ありがとうございます。今のに関連したことで御意見等があれば。

資料では労働基準法の2条を引用していますが、労使対等な立場で決定していくのだというのが法律でもうたわれている面もあって、行政としてどこまで賃金条項に踏み込んでいくのかというと、やっぱり結構大きい問題もあるのだと思いますね、これね。

○佐藤伸一委員 御意見そのとおりで、西村さんおっしゃる御意見はおっしゃるとおりだと私も思いますが、あるいは会長おっしゃった労働者と会社が対等ということが建設業界で通用するかどうかということに関しては極めて、ましてや下請の現場で働いている日給月給の一般県民の皆さん、多くの方が働いている現場で、前にもお話ししたかもしれないかもしれませんが、雨降ったら来なくていいよとか、忙しいときは土日もなしで毎日来いとかというような現場でお給料幾らにしてくださいなどということはとても言えない状況で働いている方がたくさんおられるので、べらぼうに高い額を設定してくれということではなく、先生からさっき基準という御指摘はありましたが、ただべらぼうに高い額をくれと言っているわけではもちろんないのです。

先ほど冒頭で部長からも、労働条件をよりよいものにしていくためのものがあるというお話あるいは雇用状況にも影響していくというお話もいただきましたが、今景気というか、人手不足なので働いている人たちもいい条件かもし

れませんけれども、これが仕事がなくなって、あるいは工事が終わって、また前みたいにどんどん、どんどん下げられるということになっては、実際そこで働いている人たちが御苦労されるだろうなというのが一つ心配で、あとこれも我々側の理屈ですけれども、労働者がよくなるだけではなくて、会社にとってもきちんとした条件を整えてやっているのだよということでも会社にとってもいいことがあるのかなと、あるいはそれが税収になって自治体に入ってくるようになれば、それがいい循環になっていくのではないかなと、理想としては私もはそういう思いで公契約条例をとということでお話ししているところでございますので、今日ここで必ずそういう結論出してくださいということではもちろんありませんので、委員の先生方の御意見を踏まえて御検討いただければありがたいなと思っております。

○熊谷隆司会長 ありがとうございます。

このことに関して、他にどうでしょうか。

○宮本ともみ委員 私も、佐藤委員さんの言っていること、西村委員さんの言っていること、どちら寄りかというところからいくと、積算単価が2万5,000円なのが1万5,000円になってしまうというのは、それはいろんな会社の事情や、いろんな人の個人の技量とかあってなのだとするところよりも、積算単価との差額から何かひどいことが起きていたらいけないなというようなものは感じるのですが、だけれども基準がないところが弱いところですね。そのあたりの説得力が出てくるといいのですが。県契約条例の趣旨が地域の労働経済活性化や透明性に資するものでもあるところからすると、対応しうる可能性はあると思いますが、難しい問題がものすごくあるので、もう少しそういう点の説得力がないと難しいかなと。私は、そういうところにいるということをおし上げます。

○熊谷隆司会長 なかなかちょっと難しい問題もありますけれども、そのほかいかがでしょうか、御意見は。

○秋山委員 私も今の宮本先生と同意見です。

○熊谷隆司会長 同意見ですね。

○秋山委員 はい。

○熊谷隆司会長 このまま方向性が出ればいいのでしょうかけれども、こういう課題が、こういう問題があるのだということで強く認識させられるようなところがございませぬ。そのほかいかがでしょうか。

沢田委員。

○沢田委員 4ページの検討事項の⑤に「地域の産業構造や賃金水準の実態把握について」とあり、「市町村民経済計算によると、一人あたり市町村民所得の差は最大で13ポイントある」としています。※印で個人の所得水準をあらゆる指標ではないというように記載されているのですが、市町村民所得には雇用者報酬のほかに企業所得と財産所得が含まれていますので、賃金水準の把握の項目で断定的に市町村民所得の差が13ポイントあると記載するのはちょっとミスリードを招きかねないかなと思います。市町村民経済計算は様々な統計をもとに数字を出している部分がありますので、そういった意味では、今まさに議論しているような1万円の差額であるとか最低賃金といったこととも必ずしもなじまないと考えます。岩手県内における賃金の状況はどうなっているのかということを示す意味では、例えば左下の④に最低賃金引き上げの影響ということで数字が出ていますけれども、毎勤統計では月次で5人以上や30人以上

の事業所あるいは業種ごとに分けて賃金水準が指数化されて記載されておりますので、それを使って足許でどういう状況にあるのか、年間でみるとどうなのかということ进行分析することが良いのではないのでしょうか。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 ありがとうございます。今の御指摘の点につきましては、今回の検討資料では市町村民経済計算を引用しておりますけれども、報告書の取りまとめにおいては、ミスリードしないように、これは外すような形で対応したいと思います。

○熊谷隆司会長 貴重な御意見ありがとうございます。

論点4に関しましては、今の段階で明確にどちらの方向性ということをお示しするには至らないような現状ですけれども、様々な課題があるということの問題意識を持っていただいて、今日のところはこの程度にするということによってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(3) 今後のスケジュール(案)について

○熊谷隆司会長 それでは、次の議事に進みまして、議題の(3)、今後のスケジュール(案)について、事務局から説明をお願いします。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 資料4に今後のスケジュール(案)ということで、お示しさせていただいています。

スケジュール(案)ということで、審議の進みぐあいによりまして柔軟に対応していくということですが、目安がないとなかなかイメージがしにくいということで、作成したものが今回お示しした資料となります。

平成30年度の最後のところなのですが、第3回契約審議会が本日ということで、来年度になりまして、4月から6月まで、庁内で県条例推進会議がございますので、今回条例の施行状況の検討の状況と、今後のスケジュール等について情報共有をしております。

そして追加調査では、今回いただいた御意見等を踏まえまして、内部でまた検討いたしまして、必要であれば調査を実施したいと考えております。

また、7月から9月の欄になりますが、時期的には7月か8月になるかと思っておりますけれども、第1回の契約審議会を予定しております。日程調整につきましては、後ほど御連絡をさせていただきたいと考えております。

10月から12月の欄になりますが、第2回審議会を開催いたしまして、報告書案の検討に移りたいと考えており、可能であれば年内に報告書案を取りまとめたいと考えております。

そして、年が明けまして、第3回の契約審議会、1月から3月になりますが、必要な措置の方向性についての御審議、御検討していただくというところで考えております。

今後のスケジュールについては以上です。

○熊谷隆司会長 ありがとうございます。

来年度に向けたスケジュールの御説明ありましたけれども、御質問等がございますか。

○西村委員 ないと思うのですが、仮に条例改正するという話が出てきたときに、このスケジュールではだめですね。後半の第3回契約審議会2月から3月、10月から11月の段階で案文を練るとか、何かそういう格好にしない

と。法規審査は、タイミングあれ1月じゃないですか。そうすると、10月、11月あたりにはもう条例案を準備しておかないと法規審査に間に合わないです。

もしですよ、もしそんな形になったときにですよ、そこは後で考えてください、そうなったときに。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長　そこは、審議の状況や方向性も見ながら随時検討して、改めてスケジュールをお示しする形になろうかと思います。

○西村委員　以上です。

○熊谷隆司会長　そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

4 その他

○熊谷隆司会長　あともう一つはその他ですかね、その他としては事務局のほうからございますか。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長　事務局からは、その他は特にございません。

○熊谷隆司会長　委員の皆様からは何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○熊谷隆司会長　それでは、以上をもって議事を閉じさせていただきます。進行は事務局のほうにお返しいたします。よろしくをお願いします。

○岩淵雇用対策・労働室労働担当主任主査　委員の皆様どうもありがとうございました。

5 閉 会

○岩淵雇用対策・労働室労働担当主任主査　それでは、審議会の閉会に当たり、戸館商工労働観光部長からお礼を申し上げます。

○戸館商工労働観光部長　委員の皆様、本日は熱心な御審議ありがとうございました。

おかげさまで論点1から3につきましたはほぼ方向性が見えてきたと、ご了解していただいたと認識いたしております。

論点4は、私どもの資料も御審議くださいということで、こんな感じでしょうかというものではないというのは委員の皆様御拝察のとおりでありまして、なかなか難しい問題であるというところであります。

今日の御審議を踏まえまして、さらに必要あれば、調査の実施や庁内での議論を深め、改めて委員の皆様にお示ししまして、御審議いただくという形で進めてまいりたいと思います。

いろいろ資料の表現の中につたない部分がありまして、ご指導いただき大変ありがとうございました。

引き続き本審議会の開催に、次年度以降またご協力いただきますようお願い申し上げます。本日の審議会の御礼とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○岩淵雇用対策・労働室労働担当主任主査　本日の会議はこれもちまして、閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。